

# 県・市町村間行財政システム改革推進協議会 平成 22 年度の実施の概要

## 1 権限移譲の実施について

県・市町村間の協議を踏まえ、事務処理の特例に関する条例に基づき、新規に事務を移譲するとともに、移譲対象市町村や移譲対象事務を追加し、県から市町村への権限移譲を実施した。

平成 22 年度の移譲項目数は、以下の 23 項目。

1	新規に移譲するもの	7 項目 (うち書類の経由 1 項目)
2	既に移譲済みの項目に対象市町村を追加するもの	13 項目
3	既に移譲済みの項目に対象事務を追加するもの	3 項目
		<hr/>
		計 23 項目

平成 22 年度中に決定した平成 23 年度の移譲項目数は、以下の 8 項目。

1	既に移譲済みの項目に対象市町村を追加するもの	7 項目 (うち書類の経由 1 項目)
2	既に移譲済みの項目に対象事務を追加するもの	1 項目
		<hr/>
		計 8 項目

## 2 包括的権限移譲の仕組み (チャレンジ市町村制度) について

市町村の意向を尊重しながら一定のまとまりのある権限を計画的に移譲する「包括的権限移譲」については、平成 17 年 9 月に開催された第 12 回県・市町村間行財政システム改革推進協議会 (以下、「システム協議会」という。) において、それまでの検討結果を「包括的権限移譲の仕組み (「チャレンジ市町村制度」) の取組方針」として、決定したところであるが、平成 22 年度においては、前年度に引き続き、検討対象権限の「リスト」と翌年度の移譲に向けた協議対象の「メニュー」について、県・市町村の実務担当者による意見交換会等を経ながら、さらに検討を加え、拡充を行った。

### 3 市町村への権限移譲の法制化に向けた基本的な対応について

地方分権改革における市町村への権限移譲については、平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、所要の一括法案が第 177 回通常国会に提出され、原則として平成 24 年度から、多くの事務が県から市町村に移譲されることが見込まれている。

このような国の動きに対応し、システム協議会では、大綱の完全移譲（法制化される事務に係るもの）や、第 1 次勧告のフルサポート（法制化されない事務で、本県独自に移譲を進めるもの）を基本とした「移譲推進事務」のとりまとめに向け、各検討部会において、県・市町村双方の事務所管課を交えた実務的な検討を行った。

### 4 市町村の広域連携の推進について

システム協議会（部会）において、市町村の広域連携の推進に関する県の考え方が示され、市町村との意見交換が行われた。さらに、本件については、県自治基本条例に基づく県と市町村との協議が行われ、平成 23 年 2 月 8 日に開催された「県・市町村間行財政協議会」において、市町村の広域連携を推進していくことの意義や必要性、従来の権限移譲の仕組みに広域連携の手法を活用した仕組みを加えることについては、県・市町村の共通認識が確認された。

一方で、広域連携への財政的支援の重点化については、実施時期を 1 年間先延ばしすることとしこれまで県が示してきた方向性を基本として、平成 23 年度にシステム協議会で検討を進めていくこととされた。